

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年3月3日～令和7年4月1日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		コンベヤベルト—引裂強さの測定方法(布層コンベヤゴムベルト)	Conveyor belts — Method for the determination of the tear propagation resistance of textile conveyor belts	この規格は、布層コンベヤゴムベルトの引裂強さの測定方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験装置 ・試験片 ・試験方法 ・試験報告書		ISO 505:2017, Conveyor belts — Method for the determination of the tear propagation resistance of textile conveyor belts (MOD)	日本ベルト工業会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		光学及びフォトニクス—光学ガラスの化学的耐久性の試験方法—第一部 耐候性	Optics and photonics — Test method for chemical durability of optical glass — Part-1: Climate resistance	この規格は、光学ガラスの耐候性の試験方法及び等級について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・試験装置 ・試料 ・試験方法 ・等級及び呼称 ・試験報告書 ・附属書A(規定)恒温槽の試験条件 ・附属書B(規定)試料の研磨及び洗浄の手順		ISO 22531:2020, Optics and photonics — Optical materials and components — Test method for climate resistance of optical glass(IDT)	一般社団法人日本光学硝子工業会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	改正	B0132	送風機・圧縮機用語	Glossary of terms for fans, blowers and compressors	この規格は、主として産業用の送風機、圧縮機及びその部品に関する主な用語並びに空力用語について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、用語の追加・削除の検討の他、必要な場合は定義の変更を行う。			一般社団法人ターボ機械協会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	改正	B1855	細幅Vプーリー	Grooved pulleys for narrow V-belts	この規格は、JIS K 6368に規定する細幅Vベルトを用いる細幅Vプーリーについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・旧規格では対応国際規格をISO 4183:1989として附属書で規定していたが、新たにISO 5290:2001を対応国際規格に変更して規定する。 ・規格の構成において、対応国際規格に整合し、“引用規格”及び“用語及び定義”の箇条を追加する。 ・対応国際規格の変更に伴い、旧規格に規定していた附属書(ISO形細幅Vプーリーの品質、溝部の形状・寸法及びデーター径)を削除する。		ISO 5290:2001, Belt drives — Grooved pulleys for narrow V-belts — Groove sections 9N/J, 15N/J and 25N/J (effective system) (MOD)	日本ベルト工業会 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	改正	B7755	金属材料のシャルピーVノッチ衝撃試験—計装化シャルピー衝撃試験機	Metallic materials — Charpy V-notch pendulum impact test — Instrumented testing machine	この規格は、金属材料のVノッチ試験片を用いる計装化シャルピー衝撃試験の方法及びその計測・記録装置の要件について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、計装化されたシャルピー試験の解析結果は、破壊挙動に対する詳細情報が得られるものであるが、“構造物や部材に直接的には適用されない” また、“設計計算及び安全性評価に直接的に使用してはならない”を追記する。 ・試験装置において、現行規格では全衝撃エネルギーWtと吸収エネルギーKVとの比較が目盛盤のみであるが、角度表示についてデジタル表記が増えたこともありエンコーダを追加する。 さらに、上記の差が±5Jを超えたら試験機を調査する規定から上記の差がKVの10%又は2Jのいずれか大きい方を超えたら調査する規定に変更する。 ・校正間隔において、計装波形に用いる衝撃刃を予め校正された衝撃刃と置き換える場合、校正されたことを証明できないならば、校正を一度することをお勧めする内容に変更する。 ・記録装置において、現行規格では、衝撃波形算出の解析手順について、プリンターによるグラフ算出の記載があるが、実際に衝撃波形を取り込むには、高速(データサンプリング速度について1MHz 8000データの項目が追加記載された)のADボードを用い、その値を解析ソフトでグラフ化する必要がある。そのため、プリンターでは、高速にデータを取り込むことができないのでプリンターの記載を削除してソフトのみの記載に変更する。		ISO 14556:2023, Metallic materials — Charpy V-notch pendulum impact test — Instrumented test method (MOD)	一般社団法人日本試験機工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年3月3日～令和7年4月1日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
6	JIS	改正	C3010	電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	Safety requirements for insulated wires, cables, and heating wires for warm nursery	この規格は、電気設備の部分となり、又はこれに接続して使用される電線及び電気温床線について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルの構造において、アクセスフロア設置の需要に対応し、アクセスフロア用ケーブルに用いる軟銅集合より線の導体断面積の範囲を拡大する(22 mm<sup>2</sup>以下を100 mm<sup>2</sup>以下に変更)。</li> <li>・コードの導体加熱変色において、導体変色の要因とならない配合剤を用いて架橋する材料が多くなっているため、メッキなしでも合成ゴム絶縁体を適用可能となるように改める。</li> <li>・単心より合わせ構造のケーブルの要求が強いことから、現在の市場では、単心及び単心より合わせ形が主流となっているため、単心より合わせ形ケーブルの要求事項を追加する。</li> <li>・絶縁耐力試験において、現在の技術・市場の実態に合わせて、スパークテストを新たに規定する。</li> <li>・電線加工前のめっき素線は、JIS C 3002 (電気用銅線及びアルミニウム線試験方法)で既に耐食性試験が規定され安全が担保されているため、完成品ケーブルとしての耐食性試験を削除する。</li> <li>・粗悪な材料の流入を防ぐ目的で用語の定義に原材料の定義を追加する。</li> </ul>			一般社団法人日本電線工業会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	改正	D9115	電動アシスト自転車	Electric power assisted bicycles	この規格は、JIS D 9111の規定で分類される駆動補助装置付きのシティ車、スポーティー車、実用車のうち、表1の主要寸法に適合するものについて規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JIS D 9301と齟齬がある箇所の見直しを行う。</li> <li>・フレームよりバッテリーを取り外した状態でもIPX4相当の防水性を確保することを</li> <li>・防水性の要求事項に規定する。</li> <li>・付属書Dに一充電当たりの走行距離の測定・表示方法が規定されているが条件が曖昧(例えば電池の放電時間、乗員の体重)な箇所があるため明確に規定する。</li> </ul>			一般財団法人自転車産業振興協会 一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	D9302	幼児用自転車	Bicycles for young children	この規格は、JIS D 9111の規定で分類される幼児車のうち、表1の主要寸法に適合するものについて規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語及び定義にプレーキレバーの種類(垂直軸プレーキレバー及び平行軸プレーキレバー)を追加する。</li> <li>・ハンドル及びグリップの要求事項として、グリップの耐久性を確認可能なASTMのハンチアウト試験を追加する。</li> <li>・保護装置について、ISO 8124-1:2018、5.7ブローブB(部品又はコンポーネントのアクセス性)に従ってチェーンやギアが保護されているか確認することを要求事項として追加する。</li> <li>・クランクアセンブリの疲労試験の試験方法について、現行の試験方法ではクランクの取付条件を2条件から選択可能であったものを1条件に統一する。</li> </ul>		ISO 8098:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles for young children(MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	D9313-1	自転車-第1部:試験条件通則及び部品などの試験方法	Cycles-Part1:General rule for test method and parts test methods	この規格は、JIS D 9301及びJIS D 9304の試験条件通則及び部品などの試験方法について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前泥除けの試験方法を国際規格と整合し、異物の巻き込み等による泥除けの変形が車輪の回転に影響を及ぼさないか確認する試験方法とする。</li> </ul>		ISO 4210-3:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 3: Common test methods (MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	D9313-2	自転車-第2部:制動装置の試験方法	Cycles-Part2:Braking device test methods	この規格は、JIS D 9301及びJIS D 9304の制動装置の試験方法について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走路試験方法を国際規格と整合し、速度記録装置などを用いて自転車の制動状態が安定した初速の80%から1km/hのデータから制動距離を計算することで再現性の向上、乗員の影響を受けにくい試験方法とする。</li> <li>・ブレーキの耐熱性試験を国際規格と整合し、試験条件の安定を目的として冷却風無での試験方法とする。</li> </ul>		ISO 4210-4:2023, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 4: Braking test methods (MOD)	一般財団法人自転車産業振興協会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	Q41001	ファシリティマネジメント—マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引(追補)	Facility management—Management systems—Requirements with guidance for use	この規格は、ファシリティマネジメント(FM)システムの要求事項について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織及びその状況の理解において、国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするため、“組織は、気候変動に関連する課題かどうかを決定しなければならない”とする旨の要求事項を追加する。</li> <li>・利害関係者のニーズ及び期待の理解において、国際規格との整合を図り、“密接に関連する利害関係者は、気候変動に関する要求事項をもつ可能性がある。”旨の注記を追加する。</li> </ul>		ISO 41001:2018, Facility management—Management systems—Requirements with guidance for use (IDT)	公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記  
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年3月3日～令和7年4月1日  
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載  
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載  
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
12	JIS	改正	T0841-1	最終段階で滅菌される医療機器の包装—第1部:材料、無菌バリアシステム及び包装システムに関する要求事項	Packaging for terminally sterilized medical devices—Part 1: Requirements for materials, sterile barrier systems and packaging systems	この規格は、最終段階で滅菌される医療機器の無菌性を使用時点まで維持できるように意図した材料、成形前無菌バリアシステム、無菌バリアシステム及び包装システムについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”において、用語及び用語の定義をISO 11139 (Sterilization of health care products—Vocabulary of terms used in sterilization and related equipment and process standards)の最新版と一致させる。 ・箇条を新設して、“無菌提供のためのユーザビリティ評価”のための新たな要求事項を追加する。 ・箇条を新設して、“包装システムのバリデーション”のための新たな要求事項を追加する。 ・箇条を新設して、“使用前の無菌バリアシステムの完全性の検査”のための新たな要求事項を追加する。 ・現行規格の細分箇条での“包装システム性能試験”及び“安定性試験”の規定を、“包装システムの性能及び安定性”として箇条を独立させて規定する。 ・リスクマネジメントの適用に関する新たな要求事項を、“規定”の附属書Fとして追加する。		ISO 11607-1:2019, Packaging for terminally sterilized medical devices—Part 1: Requirements for materials, sterile barrier systems and packaging systems + Amendment 1:2023 (IDT)	一般社団法人日本医療機器学会	一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	T0841-2	最終段階で滅菌される医療機器の包装—第2部:成形、シール及び組立プロセスのバリデーション	Packaging for terminally sterilized medical devices—Part 2: Validation requirements for forming, sealing and assembly processes	この規格は、最終段階で滅菌される医療機器を包装するためのプロセス開発及びバリデーションについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”において、“プロセス変数”、“プロセスパラメータ”及び“プロセスの監視”のための用語及び定義を追加するとともに、“重要な(クリティカル)”、“プロセスパラメータ”という用語を廃止し、一貫して仕様を満たす製品を製造するのに要求される全ての要素を含めるために“プロセス仕様”という概念を導入し、用語として新たに定義する。 ・“用語及び定義”において、用語及び用語の定義をISO 11139 (Sterilization of health care products—Vocabulary of terms used in sterilization and related equipment and process standards)の最新版と一致させる。 ・リスクマネジメントの適用に関する新たな要求事項を、“規定”の附属書Bとして追加する。		ISO 11607-2:2019, Packaging for terminally sterilized medical devices—Part 2: Validation requirements for forming, sealing and assembly processes + Amendment 1:2023 (IDT)	一般社団法人日本医療機器学会	一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	X0507	バーコードシンボル—EAN/UPC—基本仕様	Information technology—Automatic identification and data capture techniques—EAN/UPC bar code symbology specification	この規格は、EAN/UPCとして知られるシンボル体系の要件を規定する。EAN/UPCシンボル体系の特徴、データキャラクタの符号化、寸法、許容値、参照番号アルゴリズム及びアプリケーションで定めるパラメータを規定する。EAN/UPCシンボルのシンボル体系識別子の先頭の文字列を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・全体 バーコードシンボル規格の管理団体がGS1に統合されたことに伴い、ISO/IEC DIS 15420に合わせて、組織名称、規格名称を変更する。 ・要件(箇条4)の“参照番号アルゴリズム”の明確化およびISO/IEC 15420において新しく規定された、追加シンボルの評価方法を追記する。 ・“従来の測定方法【附属書F(参考)】”において、近年の技術開発に対応して、光学パラメータの測定方法の記述を削除し、ISO/IEC 15416を参照することとする。 ・その他:バーコードシンボルの画像を、ISO/IEC 15420に合わせて差し替える。具体的には、 1)JIS X 0507で抜けていた“附属書E 図E.1”の、ガードパターン以外のバー高さの寸法“22.85”を追記。 2)GS1事業者コード(事業者を識別するための国際的(一意の番号)を、EANシンボルについてはGS1本部が管理する番号、UPCシンボルについてはGS1 USが管理する番号とする。例えば“図1 EANシンボル”のデータを“5012345678900”から“9520123456788”に変更、“図3 UPC-Aシンボル”のデータを“012345678905”から“01234500584”に変更する。		ISO/IEC 15420:2025, Information technology—Automatic identification and data capture techniques—EAN/UPC bar code symbology specification (IDT)	一般財団法人流通システム開発センター	一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	Z8832	粒子径分布測定方法—電気的検知帯法	Determination of particle size distributions—Electrical sensing zone method	この規格は、電気的検知帯法を用いて電解質溶液中に分散する粒子の粒子径分布を測定する方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・ISO 13319の廃止に伴い、対応関係にある国際規格を“ISO 13319”から“ISO 13319-1”に改める。 ・適用範囲において、測定できる粒子径の範囲を、“0.4～1200 μm”から“0.5～1000 μm”に改める。 ・測定(箇条7)IEJISではISOの箇条7、8、9の記載を箇条7に再構成したが、最新ISOに一致させる。 ・同時通過粒子及び不感時間(附属書JA)IEJISでは附属書JAに記載があったが、本文中に最新ISOに合わせて箇条6に記載する。 ・粒子と電解質溶液に関する参考情報について、対応国際規格に合わせて削除する。 ・最大計数カウントの導出、特性要因図、アパチャーの校正、及び質量積分法に関する技術情報について、対応国際規格に合わせて新たに追加する。		ISO 13319-1:2021, Determination of particle size distributions—Electrical sensing zone method—Part 1: Aperture/orifice tube method(MOD)	一般社団法人日本粉体工業技術協会	一般財団法人日本規格協会